

# 竹島と尖閣諸島



塚本 孝  
(東海大学法学部教授)

## 目次

- 1 はじめに
- 2 韓国・中国の歴史的な主張について
- 3 編入経緯に関わる韓国・中国の主張について
- 4 付論

## 1 はじめに

今日、日本は、国後・択捉・歯舞・色丹のいわゆる北方四島の領有権をめぐるロシアとの間で、竹島の領有権をめぐる韓国との間で、領土問題を抱えている。これらは、日本にとって、自国の領土であると考えられる島を他国が支配していて施政権の行使が妨げられているという意味でまさに解決を要する領有権問題である。他方、東シナ海に石油資源埋蔵の可能性があると判明すると、中国が沖縄県の尖閣諸島に対して俄かに領土主張を開始した<sup>1</sup>。これは、日本が自国の領土の一部として現に有効に統治している島を他国が自己の領土であると主張しているという問題である。

日本は、竹島を領土に編入のうえ島根県所属とする旨の閣議決定を1905(明治38)年1月に、尖閣諸島を沖縄県の所轄とし標杭を建設する旨の閣議決定を1895(明治28)年1月に各々行った。これに対し韓国、中国は、対象の島は遥か昔から自国の領土であったと主張する。それは、閣議決定が国際法上の領土権原の一つである先占に依拠した形をとっていることから、先占の対象である無主地ではなかったという主旨であ

る。また、1905年1月は日露戦争中かつ第二次日韓協約(韓国保護条約1905.11)目前、1895年1月は日清戦争中という時代背景もあってか、韓国併合に至る過程で日本が竹島を奪取したとか、日清戦争に際して日本が尖閣諸島を窃取したといった議論が行われる。閣議決定の時点で竹島は朝鮮領であったか、尖閣諸島は中国領であったかが検証されなければならない。

本稿は、以上のような相違点、類似点のある竹島領有権問題と尖閣諸島の問題とを対比して検討するものである。以下、①韓国(政府)・中国(政府)の歴史的な主張、②同じく編入経緯に関わる主張を検討し、③最後に、尖閣諸島をめぐる情勢に関する日本政府の立場、すなわち「尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない。」<sup>2</sup>という“立場”の意味について検討する。

## 2 韓国・中国の歴史的な主張について

### (1) 竹島が昔から自国領であるとする韓国の主張

韓国は、15世紀以来の官撰文献に独島(竹島の韓国での呼称)の記述がある、独島の統治の歴史は6世紀新羅時代に遡ると主張している。

〈大韓民国外交部パンフレット『韓国の美しい島、独島』 p.6〉<sup>3</sup>

#### 2 獨島に対する地理的認識と歴史的根拠

2) 韓国が獨島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています。

朝鮮初期に官撰された『世宗実録』「地理志」(1454年)には、①鬱陵島(武陵)と獨島(于山)が江道蔚珍県に属する二つの島と記されています。また、②この二つの島が6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山国の領土と記されているため、獨島に対する統治の歴史は新羅時代にまで遡ります。

獨島に関する記録は、『新增東国輿地勝覧』(1531年)、『東国文献備考』

1 中華人民共和国外交部声明1971.12.30、『人民日報』1971.12.31／邦語文：『北京周報』1972年No.1(1972.1.4)p.13.後記4へ。

2 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html> (最終アクセス2015.9.10)

3 韓国外交部ホームページ <http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp> (最終アクセス2015.9.10)

(1770年)、『萬機要覧』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)など他の官撰文献でも一貫して書き継がれています。

特に、『東国文献備考』「輿地考」(1770年)などには、<sup>③</sup>「鬱陵(鬱陵島)と于山(獨島)は全て于山国の領土であり、于山(獨島)は日本でいう松島」と記述されており、于山島が獨島で、韓国の領土であったことをより明確にしています。

<同上 pp. 12-13 >

Q1 韓国の官撰文献では獨島に関してどのように記録していますか。

韓国の多くの官撰文献には獨島について記述されており、韓国が歴史的に獨島を韓国の領土として認識し統治してきたことが分かります。

獨島について韓国の官撰文献に記録されている代表的な内容は次の通りです。

1454『世宗実録』「地理志」

<sup>④</sup>于山武陵二島在縣正東海中 二島相去不遠 風日清明 則望見 <sup>⑤</sup>新羅時稱于山國 一云鬱陵島

于山と武陵の二つの島が県の真東の海にある。二つの島は互いにそれ程離れておらず、天気の良い日には眺めることができる。<sup>⑥</sup>新羅時代には于山国または鬱陵島と呼ばれた。

1531『新增東国輿地勝覧』

于山島 鬱陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在縣正東海中

于山島・鬱陵島 武陵とも呼ばれ、羽陵ともいう。この二つの島は県の真東の海にある。

1770『東国文献備考』

于山島 鬱陵島… 二島一即于山… 輿地志云 鬱陵・于山皆于山國地 于山則倭所謂松島也

于山島・鬱陵島… 二つの島で、その一つが于山である… 輿地志では、鬱陵と于山はいずれも于山国の地であり、于山は日本でいう松島だとしている。

1808『萬機要覧』

鬱陵島在蔚珍正東海中… 輿地志云 鬱陵于山皆于山國地 于山則倭所謂松島也

鬱陵島が蔚珍の真東の海にある… 輿地志では、鬱陵と于山はいずれも于山国の地であり、于山は日本でいう松島だとしている。

1908『増補文献備考』……<以下略>

以上韓国政府広報資料からの引用終わり。下線筆者。

## (2) 韓国の歴史的主張の評価

韓国は、竹島(韓国名独島、以下「竹島(“独島)”)又は単に「竹島」とする。)を自国領土として“認識・統治”してきた歴史的事実が韓国の官撰文献に記録されていると言い、世宗実録地理志などの文献を挙げる。ここで“統治”を強調するのは、領土権原として実効的な占有を重視する国際法を念頭に置いたものであろう。また、官撰文献云々は、国の事業として又は国王の命により編纂された史書・地誌に島が記述されることは国家がその島を自国のものであると認識していたことを示すという理解によるものであろう。以下、韓国の文献にそのようなことが書かれているか、検証する。

(イ) まず、『世宗実録地理志』(1454年)に“鬱陵島(武陵)と獨島(于山)が”江道蔚珍県に属する二つの島と記されているというが(上記韓国政府広報資料下線部①)、原文は、韓国政府自身が掲げているように「于山武陵二島在縣正東海中」である(同④)。韓国はこれを「于山と武陵の二つの島が県の真東の海にある」と読み、江原道蔚珍県(朝鮮半島東岸の地名)の東の海(日本海)に鬱陵島と竹島があるから于山と武陵はこの二島であるとし、また、“于山”を松島(竹島の江戸時代の呼称)に結び付ける記述が『東国文献備考』など18世紀以降の文献にあることを以て世宗実録地理志の「于山」を竹島とするのである。しかし、世宗実録地理志の「于山」が竹島であるかどうかは、日本海に鬱陵島と竹島があるという現代の地理的知識や後世の本の記述によってではなく、世宗実録地理志それ自体の記述及び同書の編者が参照し得た同書以前の本の記述に即して検討する必要がある。

韓国政府は、また、世宗実録地理志に「この二つの島」(“鬱陵島(武陵)と獨島(于山)”)が「6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山国の領土と記されている」という(下線部②)。しかし、原文は「新羅時 稱于山國 一云鬱陵島」であり(同⑤)、“この二つの島が于山国の領土である”と

いう記述はない。それにもかかわらず、韓国政府はこの文を「新羅時代には于山国または鬱陵島と呼ばれた」(同⑥)と読み、于山国又は鬱陵島と呼ばれたことを以て于山国の領土だとするのである。一体于山国又は鬱陵島と呼ばれたのは“二つの島”であろうか。

世宗実録地理志の記事を根拠とする韓国の主張には種々疑問があるため、改めて史料に即して検討する。まず、世宗実録地理志には、同じ江原道蔚珍県の于山武陵条に、「太宗時聞流民逃入其島者甚多再命三陟人金麟雨為按撫使刷出空其地麟雨言土地沃饒竹如桂鼠大如猫桃核大於升凡物称是」<sup>4</sup>(大意：太宗の時代に其の島へ逃避する者が多いと聞いて金麟雨を再び按撫使に任命し居住者を連れ戻させ其の地を空けた。金麟雨が言うには、土地は肥沃で竹は桂のようであり、云々)とある。この金麟雨の話は、『太宗實録』(1431年)の太宗十七(1417)年丁酉二月壬戌条にある。曰く、「按撫使金麟雨還自于山島獻土產大竹水牛皮生苧綿子揅撲木等物且率居人三名以來其島戸凡十五口男女并八十六」<sup>5</sup>(大意：按撫使金麟雨が于山島から帰還し、産物の大竹…などの物を献上し、かつ住民三名を連れてきた。其の島の戸数は約15男女合わせて86)。すなわち、世宗実録地理志は、太宗時代の按撫使金麟雨による「于山島」往還を「于山武陵」の項目中で「その島」に逃避する者の刷出として記述している。于山島は86人が居住できる島、肥沃で大竹を産する島であるので、岩礁島である竹島(“独島”)ではありえない。

また、世宗実録地理志の前記「新羅時稱于山國 一云鬱陵島」(韓国広報資料下線部⑤)という文の出典にあたるのは、『三國史記』(1145年)新羅本紀第四智證王十三年にある「于山國在溟州東海島或名鬱陵島地方一百里」<sup>6</sup>(于山国は溟州の東の海島に在る。別名鬱陵島。その地は百里四方。)という記事である。つまり、于山国を鬱陵島ともいう(于山国=鬱陵島)ということである。なお、『三國遺事』(1285年)智哲老王条には「又阿瑟羅州秦羅東海中便風二日程有于陵島纒周廻二万六千七百三十歩」<sup>7</sup>(阿瑟羅州—<割注>もと溟州—の東の海中、船で風二日の距離に于陵島—<割注>もと

羽陵と書いた—が有る。島の周廻26,730歩)という記述がある。ここでは、于山国の于と鬱陵島の陵を採って于陵とされ、かつ、于山は国ではなくて島となり、羽陵という別名も記されている。かつて田村清三郎氏が指摘したように<sup>8</sup>、于、鬱、羽、武などは「ウ」という音を表し、山、陵は「やま」の意、つまり于山と鬱陵は、文字は異なっても語源的には同じであると考えられる。

要するに、世宗実録地理志の記事は、(おそらくは文字表記の相違から)于山と武陵を別個の島と考え「于山武陵二島が〔蔚珍〕県の正東の海中に在る」と書き出したものの、記述内容はもっぱら鬱陵島に関するものに終始している。太宗実録の于山島を往還した金麟雨の記事や三國史記の于山国の記事も、当然ながら鬱陵島に関するものである。したがって、世宗実録地理志に“鬱陵島(武陵)と獨島(于山)が”江道蔚珍県に属する二つの島と記されていないのはもちろん、“鬱陵島(武陵)と獨島(于山)が”新羅時代には于山国または鬱陵島と呼ばれたと書いてあるわけではない。世宗実録地理志には、竹島(“独島”)への言及はない。

(口)次に、韓国が『新增東國輿地勝覽』(1531年)など後年の官撰文献でも竹島(“独島”)に関する記録が一貫して引き継がれているとし、特に『東國文献備考』「輿地考」(1770年)などには「鬱陵(鬱陵島)と于山(獨島)は全て于山国の領土であり于山(獨島)は日本でいう松島」と記述されていると主張していること(前記韓国政府広報資料下線部③)について検討する。

韓国は、新增東國輿地勝覽の記事として「于山島 鬱陵島 一云武陵 一云羽陵 二島在縣正東海中」を挙げ、「于山島・鬱陵島 武陵とも呼ばれ、羽陵ともいう。この二つの島は県の真東の海にある」と読んでいる。ここで、引用文冒頭の「于山島 鬱陵島」は、見出しであり、「一云武陵」以下が記事の本文であるところ、上述のとおり、武陵は世宗実録地理志において鬱陵島を指す地名であり、羽陵は三國遺事で同じく鬱陵島の別名とされた地名である。原文を見ると、韓国の引用する文に続き「三峯岌巖撐空風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見風便則二日可到一説于

8 田村清三郎『島根県竹島の新研究』1965, p. 151.

4 世宗実録 卷百五十三, 11丁。影印は、[韓国]國史編纂委員會『朝鮮王朝實録』5巻, ソウル: 東國文化社, 1956, p. 680.

5 太宗実録 卷三十三, 8丁。影印は、國史編纂委員會『朝鮮王朝實録』2巻, 東國文化社, 1955, p. 146.

6 三國史記 卷第四。影印は、学習院大学東洋文化研究所刊の学東叢書第一, 1964, p. 33.

7 三國遺事 卷第一。影印は、学習院大学東洋文化研究所刊の学東叢書第二, 1964, p. 75.